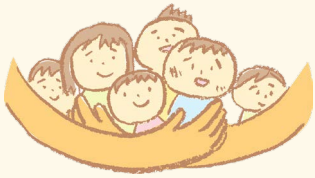
11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施します

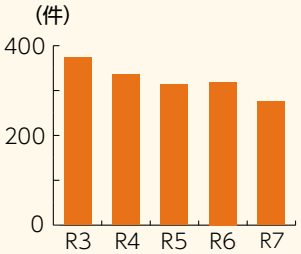


虐待によって、こどもの命が失われる事件が後を絶ちません。子育て中は、誰もが孤立感や負担感を抱え知らず知らずのうちに追い詰められてしまうことがあります。こどもを虐待から守るためには、周囲の気づきと温かい見守りが重要です。11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」をきっかけに子育てについてあらためて考え、地域でこどもの笑顔を守る社会にしていきませんか。

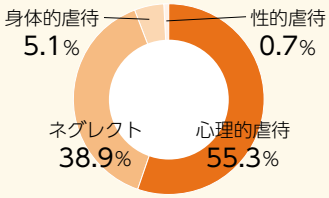
キャンペーンに合わせて、市役所でのパネル展示・職員のオレンジリボン着用など、啓発活動を行います。

児童虐待防止に取り組んでいます

桜井市の児童虐待対応件数は、令和３年度から減少傾向ですが、最も多い児童虐待の種別は心理的虐待です。心理的虐待によって、こどもの情緒面や行動面に問題が生じることがあります。心理的虐待には、夫婦間の暴言や暴力を見聞きする面前DVも含まれます。



桜井市の児童虐待相談件数



桜井市の児童虐待の種別内訳（令和７年度）

出典：令和７年度桜井市要保護児童対策地域協議会資料

私たちにできる虐待防止の小さな気づき

●心理的虐待
こどもの表情が乏しい・活気がない、大人の前でいつもおびえている など



●ネグレクト
衣服や身体が極端に不潔、医療・予防接種が受けられていない など



●身体的虐待
こどもの泣き叫ぶ声・物音、不自然なあざ・傷・やけどが絶えない など



●性的虐待
こどもへ性的行為をする、性的行為を見せる、年齢に合わない性的な言葉を使うなど



児童虐待かもと思ったらすぐ相談を

こども支援課 ☎47 - 4405
8:30～17:15（土・日曜日、祝日、12月29日～１月３日を除く）

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いちはやく）

子育てがつらく感じたり、疲れたら

桜井市こども家庭センター ☎47 - 4626
8:30～17:15（土・日曜日、祝日、12月29日～１月３日を除く）

【問い合わせ先】こども支援課（☎47 - 4405）

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害です。暴力は、どのような理由があろうとも、決して許されるものではありません。

男女共同参画局ホームページ▲

このようなことに悩む人のために、年齢・性別を問わず相談できる窓口があります。DVや性暴力に気づいたり相談されたりしたら、案内してください。DVや性暴力で悩んでいる人は、一人で悩まず、ためらわずに相談してください。

女性に対する暴力をなくすための啓発展示を行います

ポスターやリーフレットを活用した女性に対する暴力根絶のための啓発活動やパネル展示を実施します。また、運動のシンボルであるパープルリボンを配布します。

▶**期間**　11月４日㈫～12月１日㈪
▶**場所**　市役所１階地域交流センター

相談してください ― 緊急時は110番通報を ―

奈良県県民くらし相談センター（女性相談窓口）
☎0742 - 22 - 1240
火～土曜日9:00～12:30、13:30～16:30
（祝日（月曜が祝日の場合は直後の平日）・12月28日～１月４日を除く）

奈良県中央こども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
☎0742 - 22 - 4083
平日9:00～20:00、土・日曜日、祝日13:00～16:30（12月29日～1月3日を除く）

奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）
☎0742 - 81 - 3118
火～土曜日9:00～17:00（祝日（月曜が祝日の場合は直後の平日）・12月29日～1月3日を除く）

【問い合わせ先】人権施策課（☎42 - 9111内線2721）